

令和3年9月10日

保護者の皆様

横浜市立瀬谷さくら小学校
校長 池田 千晶

9月14日～10月1日の給食費について

日頃より本校の教育活動にご理解ご協力賜りまして誠にありがとうございます。
9月14日～10月1日の給食費について、教育委員会より以下のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

- 1 分散登校中の給食費について
自宅学習日の6日分の給食費を教育委員会で減額します。
- 2 緊急受入れで給食を食べる場合
減額後の金額に緊急受入れで給食を食べた日数分の給食費を加算します。
例) Aグループの児童が9月15日と22日に喫食した場合2日分を加算
- 3 分散登校期間中の登校日のうち4日以上続けて給食を食べない場合
様々なご事情により分散登校期間中の登校日のうち4日以上続けて給食を食べない場合は減額対象となります。

学校へ事前の申し出がある場合のみ対象となります。

4日以上続けて食べないことを判断された時点でご連絡ください。
ご連絡前に給食を食べた場合や、事前にご連絡がないときは減額対象外です。

- 例) ①Aグループの児童が9月21日、24日、28日、30日の給食を食べないという事前連絡が9月17日にあった場合→減額対象
②Aグループの児童が9月14日、16日、21日の給食を食べないという事前連絡が9月13日にあった場合→減額対象外
- 減額申請書をご提出いただくことで減額いたします。
 - 申請書については連絡をいただいた際にご案内いたします。
 - 登校日に給食を食べないで帰る場合は早退となりますので保護者のお迎えをお願いいたします。

ご不明な点がある場合は担当までご連絡ください。

給食費事務担当
TEL : 045-303-0803